

▲達人 Cube「クラウドストレージ」利用規約

実施：平成 30 年 7 月 6 日

目次

第 1 章 総則

第 1 条 本規約の適用	3
第 2 条 本規約の変更	3
第 3 条 用語の定義	3

第 2 章 本サービスの提供

第 4 条 本サービスの提供区域	3
------------------	---

第 3 章 契約

第 5 条 契約申込の方法	4
第 6 条 契約申込の承諾	4
第 7 条 データの消去	4
第 8 条 権利義務の譲渡	5
第 9 条 契約者の地位の承継	5
第 10 条 契約者の氏名等の変更の届出	5

第 4 章 著作権等

第 11 条 著作権等	6
-------------	---

第 5 章 利用中止等

第 12 条 利用中止	6
第 13 条 利用停止	6
第 14 条 本サービスの廃止	7
第 15 条 最短利用期間	7
第 16 条 契約者が行う本契約の解約	7
第 17 条 当社が行う本契約の解除	7

第 6 章 料金等

第 18 条 料金	8
第 19 条 利用料金の支払い義務	8
第 20 条 割増金	9
第 21 条 延滞利息	9
第 22 条 料金の計算等	8
第 23 条 端数処理	10
第 24 条 料金等の支払い	10
第 25 条 消費税相当額の加算	10

第7章 損害賠償	
第26条 責任の制限	10
第27条 免責	11
第8章 情報の取扱い	
第28条 秘密情報の取扱い	12
第29条 個人情報の取扱い	12
第9章 利用に係る契約者の義務	
第30条 利用に係る契約者の義務	12
第10章 雑則	
第31条 反社会的勢力の排除	13
第32条 達人 Cube 利用規約への同意	13
第33条 法令に規定する事項	14
第34条 準拠法	14
第35条 紛争の解決	14
別紙1 禁止事項	
別紙2 達人 Cube 「クラウドストレージ」の料金その他の提供条件等	

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「当社」といいます。）は、契約者に対し、オンラインサービス「達人 Cube(R) (キューブ)」(以下、「達人 Cube」といいます。)の個別サービスである達人 Cube「クラウドストレージ」(以下、「本サービス」といいます。)について、本規約及び当社が別途定めるマニュアルに基づき提供します。
なお、本規約の適用範囲は、別紙2に規定する各プランとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
3 契約者	当社と本契約を締結している者
4 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの提供

(本サービスの提供区域)

第4条 当社は、本サービスを、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

(契約申込の方法)

第5条 本サービスを利用しようとする方は、当社と本契約を締結するものとします。

- 2 本契約は、達人 Cube に関し当社が定める「達人 Cube 利用規約」(以下「達人 Cube 利用規約」といいます。)第9条(本契約の締結等)にかかわらず、本サービスを利用しようとする方が、その名称、所在地その他当社が定める事項(以下「登録内容」という。)を記載した当社所定の「達人 Cube「クラウドストレージ」注文書」(以下「利用申込書」

という。)を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。本規約と本契約の規定が異なるときは、本契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

- 3 当社は、前項の利用申込みに関して、本サービスの利用申込者の登録内容の確認のため、当社が必要とする資料の提出を求めることができるものとします。
- 4 利用申込者は、本サービスの利用申し込みにあたり当社に提出していただく資料に第29条（個人情報の取扱い）に定める個人情報が含まれる場合には、当社に当該個人情報を提供することについて、その本人の同意を得るものとします。
- 5 本契約の内容を変更（プランの変更等）する場合であって当社が必要と判断するときは、契約者に当社と利用変更契約を締結していただきます。
- 6 利用変更契約は、達人 Cube 利用規約第9条（利用契約の締結等）にかかわらず、契約者が利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信することにより成立するものとします。なお、本規約の文脈上必要な限り、本契約には利用変更契約を含んで解釈されるものとします。
- 7 契約者は利用条件の変更を希望する場合、毎月15日までに第5項及び第6項に規定する方法により、弊社が別途定める範囲で本サービスの利用条件の変更を行うことができます。なお、この場合、変更内容の反映は、申し込みのあった月の翌月1日までに行われ、新料金は申し込みのあった月の翌月より請求されるものとします。

(契約申込の承諾)

第6条 当社は、本サービスの利用を希望する者から本契約の申込みを受けたときは、前条第2項又は第6項に従い、当社の受け付けた順序に従って承諾するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したとき又は記入漏れがあったとき。
 - (4) 第19条（利用料金の支払義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(データの消去)

第7条 当社は、契約者がプランの変更を行ったときに、現に蓄積されているデータの容量が蓄積可能容量を超えた場合は、蓄積可能容量を超えた容量分のデータを、契約者がプランの変更を行った日を含む月の翌月の末日に消去します。

(権利義務の譲渡)

第8条 契約者及び当社は、本サービスに関する権利義務の譲渡について、達人 Cube 利用規約第5条（権利義務譲渡の禁止）に従うものとします。

(契約者の地位の承継)

第9条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、速やかに当社にその旨通知するものとし、第16条（契約者が行う本契約の解約）に基づき本契約を解除の上、当社の案内に従い本契約を締結しなおすものとします。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第10条 契約者は、契約者の氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に届け出ていただきます。

2 前項に定める契約者の氏名等の変更があったにもかかわらず、契約者より当社に届出がないときは、当社は、契約者が当社に届出ている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 著作権等

(著作権等)

第11条 当社が本サービスを提供するにあたって契約者に提供する一切の物品（本規約、各種アプリケーション及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権（以下「知的所有権」といいます。）その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又は本サービスの提供元である第三者に帰属するものとし、契約者は知的所有権を取得するものでないことを確認します。

2 契約者は、前項に定める提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 公序良俗に反する目的に使用しないこと。

- (2) 当社が提供する各種アプリケーションの複製、改変又は編集等を行わないこと。
また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 3 契約者は、当社が提供する本サービスを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害、公序良俗に反する等行為をしてはならないものとします。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第12条 当社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

(利用停止)

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において、同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第11条（著作権等）、第19条（利用料金の支払義務）又は第30条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、本規約の規定に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (4) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(本サービスの廃止)

第14条 当社は、事前に契約者に通知した場合、天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合又は本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場

合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、その旨につき契約者への通知又は当社が指定するホームページ等による周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(最短利用期間)

第 15 条 契約者及び当社は、本サービスの最短利用期間について、達人 Cube 利用規約第 14 条（最短利用期間）に従うものとします。

(契約者が行う本契約の解約)

第16条 契約者は本契約の解約を希望する場合、毎月 15 日までに当社が別途定める方法により当社に通知することにより、同月の末日をもって本契約を解約することができるものとします。

- 2 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
- 3 当社は、契約者が本サービスの解約をしたときは、本サービスの解約があった日を含む月の末日以降、当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータを消去します。

(当社が行う本契約の解除)

第 17 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります（ただし、本条第 2 号に該当する場合は、緊急やむを得ない場合には、あらかじめ契約者に通知することなく本契約を解除できるものとします）。また、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- 1 第 13 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- 2 第 14 条（本サービスの廃止）第 1 項に定めるとき。
- 3 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

4 本サービスの提供元が当社へのサービス提供を終了したとき

第6章 料金等

(料金)

第18条 本サービスに係る料金は、当社が別紙2に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第19条 契約者は、達人 Cube 利用規約第2 3条（利用料金の支払義務）第1項の規定にかかわらず、本契約に基づいて当社より本サービスの提供を受け始めた翌月初日から起算して、本契約の解除があった月の末日までの期間について、本契約毎に、当社が別紙2に定める利用料金の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に契約の解除が行われた場合は当月分の利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

3 前2項の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(割増金)

第 20 条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 21 条 契約者及び当社は、本サービスに関する遅滞利息について、達人 Cube 利用規約第 25 条（遅延損害金）に従うものとします。

(料金の計算等)

第 22 条 当社は、契約者が本契約に基づき当社に対して支払う本サービスの利用料金については暦月に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、暦月によらず随時に計算します。

2 契約者は、当社が契約者に対して請求する料金の額が、本規約に定める料金額よりも過小であった場合には、当社に対して、料金（当社が請求した料金と当社が別紙 2 に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

(端数処理)

第 23 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

第 24 条 契約者は、料金その他の債務について、当社が定める期日までに、達人 Cube 利用規約第 24 条（利用料金の支払方法）に従い当社に支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第 25 条 第 19 条（利用料金の支払義務）の規定その他、本規約に基づき支払いを要するものとされている料金額は、当社が別紙 2 に定める額に、消費税相当額を加算した額とします。

第 7 章 損害賠償

(責任の制限)

第 26 条 本サービスの提供に関し当社が契約者に対して負う損害賠償責任について、達人 Cube 利用規約第 38 条（損害賠償の制限）の規定に従うものとします。

2 別紙2「1. 利用料金」備考欄に定めるツール・アプリ（以下、当該ツールを「ツール」、当該アプリを「アプリ」といいます。）の不具合等に起因し、本サービスの利用に支障が生じた場合（契約者及び第三者に損害が生じた場合を含みます。）の当社の責任については、本規約の定めにかかわらず、以下に定める規約の定めに基づきものとします。なお、当社にて当該事象の原因を確認の上、当該事象がツール及びアプリの不具合等に起因する旨を契約者に通知又は当社のホームページに掲載することをもって、当該事象がツール及びアプリの不具合等に起因するものと判断されるものとします。

(1) 当該損害がツールに起因する場合

「達人 Cube「クラウドストレージ」専用ツール 利用規約」第七条（無保証及び免責）

(2) 当該損害がアプリに起因する場合

「達人 Cube「クラウドストレージ」アプリ 利用規約」第七条（無保証及び免責）

（免責）

第 27 条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 別紙1の規定により、当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
 - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータが当社が設置するサーバ装置に蓄積されていると当社が判断したとき。
 - (4) 当社が設置するサーバ装置に蓄積されているデータにコンピュータウイルスが含まれていると当社が判断したとき。ただし、当社がそのデータの伝送を停止し、又はデータを消去することによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 2 当社は、第1項の規定により蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項の規定により、蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、当社が設置するサーバ装置その他の電気通信設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他利用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
- 5 当社は、第12条（利用中止）、第13条（利用停止）、第14条（本サービスの廃止）によって契約者に発生した損害については、責任を負いません。

- 6 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本契約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 7 当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における個人番号を含む電子データを取り扱うことはありません。

第8章 情報の取扱い

(秘密情報の取扱い)

第28条 契約者及び当社は、本サービスに関する秘密情報の取扱いについて、達人 Cube 利用規約第36条（秘密情報の取り扱い）の規定に従うものとします。ただし、達人 Cube 利用規約第36条（秘密情報の取り扱い）第8項は、以下のとおり読み替えるものとします。

「本条の規定は、契約者による本サービスの利用終了後、3年間有効に存続するものとします。」

(個人情報の取扱い)

第29条 契約者及び当社は、個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいい、以下同じとします。）について相手方から提供を受けた場合、本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

- 2 個人情報の取り扱いについては、達人 Cube 利用規約第36条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
- 3 契約者及び当社は、本サービスにおいて、個人情報（個人番号を含む。本条において以下同じ。）の取扱いにかかる業務を契約者が当社に委託するものではなく、個人情報をその内容に含む電子データを取り扱わないことを確認します（当社が契約者から提供を受けた契約者情報等の個人情報（契約者が本サービス上に預けるデータを含みません。）を本サービス提供のために自ら利用する場合又は第5項に基づき第三者に開示し利用させる場合を除きます）。
- 4 本サービスにおいて、契約者の個人情報にかかるデータが格納される本サービス提供のための設備に対し当社が実施する安全管理措置の内容については、別途当社が通知する内容によるものとします。
- 5 契約者は、以下に定める場合において、契約者の個人情報を当社が本サービス提供の

目的で第三者に開示する場合があることについて承諾するものとします。

- (1) 本サービスの提供元である東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）及びNTT東日本の委託先に対し開示する場合。
 - (2) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示
- 6 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第9章 利用に係る契約者の義務

（利用に係る契約者の義務）

第30条 契約者は、本サービスの利用を申し込むにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1) インターネットに接続できる環境であること。
 - (2) 契約者自身による本サービスの利用の申込みであること。
- 2 前項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社が設置するサーバ装置に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 別紙2第2項に定める利用者IDを第三者に使用させて、金銭的利益を得る行為をしないこと。
 - (11) 別紙2に規定する禁止事項に該当する行為をしないこと。
 - (12) 本サービスを利用するID及びパスワードを適正に管理すること。
 - (13) 当社が設置するサーバ装置に蓄積するデータを適正に管理すること。
- 3 契約者は、達人Cube利用規約の規定にかかわらず、本サービスを第三者に利用させる

ことができないものとし（達人 Cube 利用規約に規定する「認定利用者」に利用させることもできないものとし）。

- 4 当社は、契約者から利用者 ID の発行を受けた利用者が行った行為について、契約者が行ったものとみなして取り扱います。
- 5 契約者は、サービスが利用できなくなったときは、当社が指定する対応窓口に連絡をしていただきます。

第 10 章 雑則

（反社会的勢力の排除）

第 31 条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」といいます。）であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

- (1) 第 1 項に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを

賠償する責を負わないものとします。

(達人 Cube 利用規約への同意)

第 32 条 本サービスの利用は、本規約の他、達人 Cube 利用規約への同意を前提とし、本サービスの利用をもって、契約者による達人 Cube 利用規約への同意があったものとみなします。なお、本規約と達人 Cube 利用規約の規定が異なるときは、本規約の規定が達人 Cube 利用規約に優先して適用されるものとします。

(法令に規定する事項)

第 33 条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第 34 条 本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 35 条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙1 禁止事項

禁止事項	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声等を送信、表示する場合又は送信する行為(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為(7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為(8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為(9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為(10) 当社若しくは他人の設備等若しくはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為(11) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為(12) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます。以下この欄において同じとします。）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為(13) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為(14) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為(15) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等の情報等を送信する行為(16) 前各号のいずれかに該当しているデータに対してリンク
------	---

	<p>をはる行為</p> <p>(17) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして送信等させることを助長する行為</p> <p>(18) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為</p> <p>(19) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為</p>
--	--

別紙2 達人 Cube「クラウドストレージ」の料金その他の提供条件等

■料金等

1. 利用料金（1契約ごと）

プラン		月額料金額（税抜価格）
	10GB	500 円
	25GB	1,200 円
	50GB	2,400 円
	100GB	4,800 円
	200GB	9,600 円
	500GB	23,000 円
	1TB	40,000 円
	2TB	70,000 円
	5TB	165,000 円
備考	<p>1 契約者は、容量に応じて、上記の9種類の中からあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p>2 当社が別途定めるマニュアルに定める以下のツール・アプリをご利用の場合は、当社が別途定める以下の利用規約の条件に従いご利用いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「達人 Cube「クラウドストレージ」専用ツール」 ⇒「達人 Cube「クラウドストレージ」専用ツール 利用規約」 ・「達人 Cube「クラウドストレージ」アプリ」 ⇒「達人 Cube「クラウドストレージ」アプリ 利用規約」 	

2. 提供する主要な機能

提供機能	内容
バックアップ機能	写真・動画・各種文書等のデータを選んで本サービス上にバックアップする機能
回線認証機能	<p>NGN 経由のアクセス時、通常のログイン（キャプチャ認証含む）に加え、回線認証によるセキュリティの強化を行う機能</p> <p>※本機能は、本サービスの使用にあたり別紙2 3項に規定する回線、NTT 西日本の回線及び光コラボレーション事業者の回線を利用している場合のみ提供します。なお、契約者が NTT 西日本の回線及び NTT 西日本の光コラボレーション事業者の回線を利用している場合、当社は、回線認証を行うため、契約者に係る IP アドレス情報を NTT 東日本経由で NTT 西日本に提供し、NTT 西日本から NTT 東日本経由で契約者に係る回線情報の通知を受けます。</p>

端末認証機能	インターネットアクセス（Web ブラウザもしくは API）時、通常のログイン認証（キャプチャ認証含む）に加え、端末認証によるセキュリティの強化を行う機能
利用者 ID 機能	本機能を利用する契約者以外の利用者に対して利用者 ID を作成・管理する機能
権限設定機能	契約者内で共有できるフォルダに対して、管理者より保存・閲覧等ができる利用者 ID を制限できる機能
ログ出力機能	本サービスの操作における各種ログを取得する機能及び管理者によるログの CSV 出力ができる機能

3. 回線認証が利用可能となる回線

フレッツ光ネクスト
フレッツ光ライト
フレッツ光ライトプラス